

飲食店営業をはじめの際に、色々な手続きが必要となります。
 そこでこれらの手続きの、概要をまとめてみました。
 それぞれの手続きの詳細は、各関係機関に問い合せて下さい。

どこにどんな手続きが必要か

必要な手続きは次の一覧表のとおりです。

	保健所	警察署		県税事務所	(社)日本 音楽著作権協会
		風俗営業許可	営業法 深夜酒類提供飲食店営業届出		
すべての飲食業	○			特別地方消費税 特別徴収義務者の 登録 ○ *1	著作権法にもとづ く音楽使用の許諾
1号営業 キヤバレー					
2号営業 待合、料理店、カフェー等					
3号営業 ナイトクラブ		○			
4号営業 ダンスホール等					
5号営業 低照度飲食店					
6号営業 区画席飲食店					
8号営業 ゲーム機設置営業					
スナック、酒場、その他、客に酒類を提供して営む飲食店営業を 深夜(午前0時~日の出まで)において営む営業 (営業の常態とし て通席、主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)			○ *2		
カラオケ設置施設など					○

*1 登録手続きのいろいろな営業もありますが、詳しくは、県税事務所へ

*2 住居専用地区、住居地域を原則禁止。詳しくは警察署へ

飲食店営業の施設基準

項 目	施 設 基 準	
食 品 取 扱 室 (調 理 場)	区 画	営業施設は、住居等と壁、ガラス戸等で区画
	床	コンクリート、タイル等不透水性材料で平滑、清掃洗浄が容易、排水良好
	内 壁	床面から1mまでは不透水性材料(コンクリート、タイル等)
	壁 及 び 天 井	すき間がなく、平滑で清掃しやすく明色
	換 気 設 備	換気扇、フード等を設置し換気のよい構造
	防そ・防虫設備	ねずみ、昆虫の発生、侵入を防ぐ構造設備
	洗浄殺菌設備	流水式で洗浄、すすぎ、殺菌のために3槽とする
	手 洗 い 設 備	流水式で受け器、殺菌剤(逆性石けん)を設置
保 存 設 備	冷蔵庫(冷凍庫)	温度計を備え、10℃以下で保存
	食 器 戸 棚	ガラス戸等があり、食器を衛生的に保管できる戸棚(扉付き)
	食品及び原材料	衛生的に保存できる戸棚、倉庫等
廃 棄 物 容 器	不透水性材料で蓋つきの容器	
便 所	設 置 場 所	調理場に衛生上支障のない位置
	手 洗 い 設 備	ねずみ、昆虫の発生、侵入を防ぐ構造設備
	受 け 器	流水式で受け器、殺菌剤(逆性石けん)を設置
客用手洗い設備	使用に便利な位置に、流水式で受け器を設置	
使 用 水	水道水	
	井水等を使用する場合は、滅菌装置を設置	
	更衣ロッカー、更衣箱でも可	

営業許可手続きについて

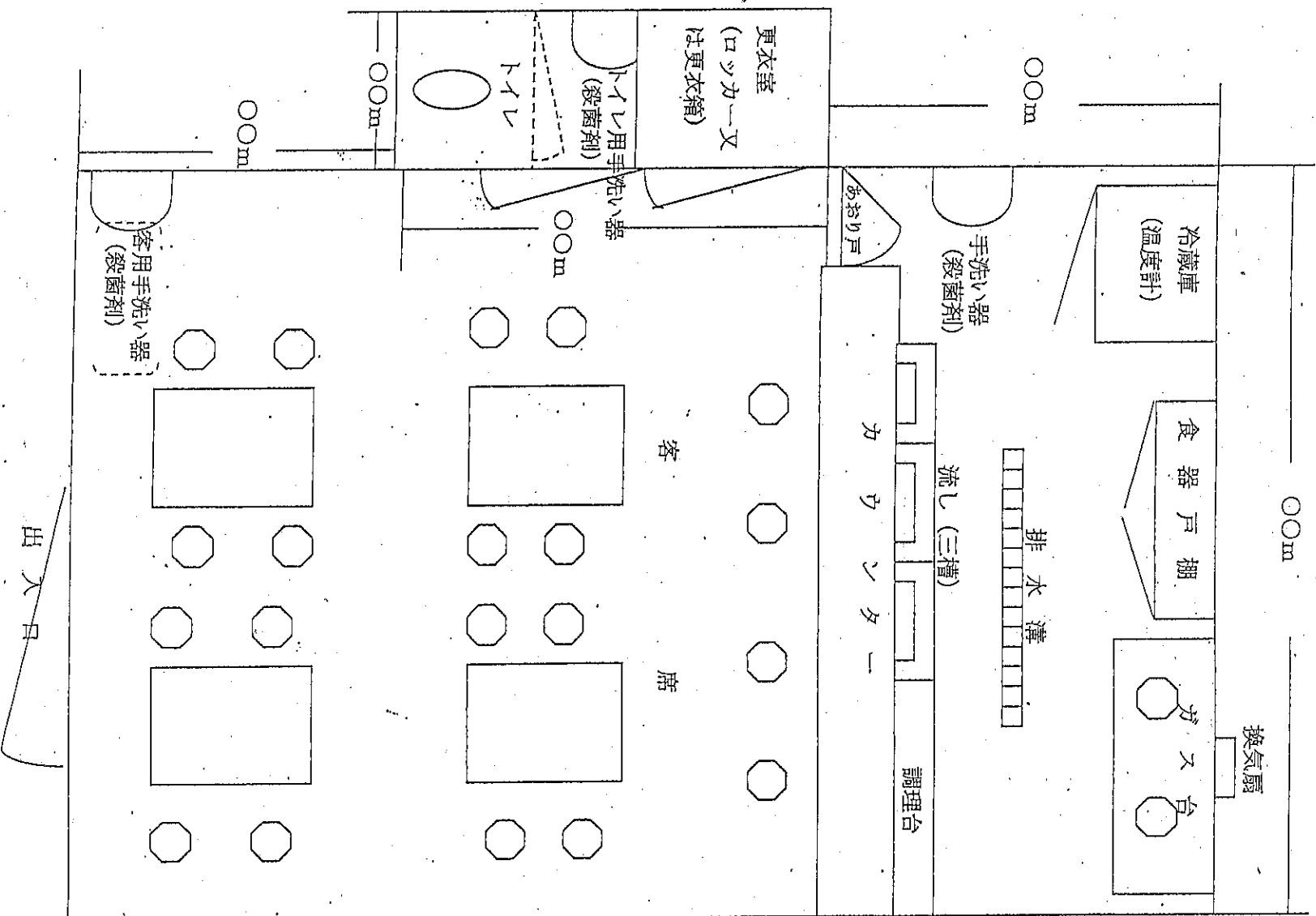
【事前手続き】

- 新築ならびに店内改装をして飲食店を開業する場合は、工事着工前にお店の図面を持参し、保健福祉事務所食品衛生課までおいでいただき相談して下さい。

【申請手続き】

- 営業許可申請書
- 施設設備の配置図(右図のように寸法を入れ正確に記載すること。
* 自宅兼飲食店等を開設する場合には、自宅の図面も合わせてお持ちください。
- 法人の場合 6ヶ月以内の登記簿謄本等を持参
- 食品衛生責任者の設置(調理師、製菓衛生師の免許証または食品衛生責任者養成講習会の修了証書等食品衛生責任者の資格を証明する書類を持参。)
- 水道水以外の水を使用する場合 飲用適である旨の水質検査成績書の写し
(採水日の翌日から6ヶ月以内の国公立ならびに指定検査機関のもの)
- お店の場所を示す地図
- 手数料 飲食店営業 16,000円 喫茶店営業 9,600円
- * 登記簿謄本・食品衛生責任者の資格証は、いずれも原本をお持ちください。照会した後返却します。
- * 申請は、施設が完成する10日から2週間前までに行ってください。

施設基準例



* 手洗い器の大きさ

肘まで容易に洗うことができる十分な大きさが必要です。

* トイレ用手洗い器と客用手洗い器の共用について

便器と手洗い器の間に扉があり、トイレと別に化粧室が設けられている場合は、トイレ用手洗い器は客用手洗い器を兼ねることができます。